

第 8 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和元年8月26日 午後3時00分から4時00分
- 2 開催場所 音更町役場 第1委員会室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	松 川 博	出席	11	白 川 勝	出席
2	伊 藤 雅 明	出席	12	平 尾 秀 元	欠席
3	小 原 悟	出席	13	大 場 隆 明	出席
4	土 田 純 雄	出席	14	西 川 彰	出席
5	貞 廣 涉	出席	15	鈴 木 賢	出席
6	石 王 雅 士	出席	16	大 西 忠 義	出席
7	林 雅 浩	出席	17	石 川 清 光	出席
8	茂古沼 美 則	出席	18	高 野 春 夫	出席
9	田 守 文 夫	出席	19	木野村 英 明	出席
10	大 熊 秀 之	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	木 谷 康 臣
農 地 振 興 係 主 任	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員
  - 16番 大西 忠義 委員
  - 17番 石川 清光 委員

5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

## 6 議事

(開会 午後3時00分)

- 議 長 　ただ今から、令和元年第8回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
　ただ今の出席委員は18名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
　議事録署名委員は、16番 大西委員、17番 石川委員を指名いたします。よろしくお願いたします。  
　報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係 長 　(報告第1号第1項から第5項朗読、説明)
- 議 長 　説明が終わりました。みなさんからご意見等ございませんか。
- 14番 　この案件につきまして私が委員長をやらせていただいたのですけれども、賃貸の契約切れで今回、契約を結びなおしたのですけれども来年の3月までの契約となっております、その後は3条の契約をしたいということでございます。
- 議 長 　それはどのような理由でしょうか。
- 14番 　貸主の方の強い意志であっせんを取上げて3条にしたいということでございます。
- 16番 　私の方から補足説明をよろしいでしょうか。以前の更新の時に借主が変わったということがありまして、貸主にとっては耕作している人にそのまま使っていて変わってほしくなかったという意志のようです。一応、あっせんの方が売買するときには優位ですよというような話もさせていただきましたけれども、借主を変えたくないのので3条で契約をしたいということでございました。
- 議 長 　借主が変わったというのはどのようなことでしょうか。
- 16番 　前回の更新の時に借主が変わったそうで、私も詳しくはわかりませんが、適格者が変わったらしいのです。そのようなことがあったので、それが嫌だというような話でございます。
- 議 長 　これは、鈴木委員になる前ですか。大場委員が担当の頃でしょうか。
- 15番 　私が担当になる前です。確か一番初めの際は北駒場サブ内での賃貸だったようなのですが、詳しくはわかりません。
- 議 長 　あっせんでも3条でも本人の意向でということはあるのですが、本来であれば、あっせんの方が良いと思いますけれども、同じ借主でいきたいということですので、内容的な折合いがつかないことでもない限り変わらないと思いますが。

16番 これからも借主は変わらないと思いますよというようなことはお話をさせていただきましたけれども、前回変わったのでということでございました。

議長 貸主は、理解されていないようですね。今、あっせんで借りている方が第一適格者となりますのでね。必ず。

16番 優先的になるという話もしたのですけれども、前回変わったという事実があったので、亡くなった貸主の旦那様はサブの方に使ってほしいという話であったそうで前回借主が変わったことが気に入らなかったようでございます。

議長 まだ時間はありますので、鈴木委員がゆっくり説明をして足を運んでお話をして理解してあっせんでやっていただけるように。そうでないと売るときに困りますよということで、今は賃貸借ですから良いですけれども売るときには買う方の方々に迷惑がかかりますので、そこら辺を今後の課題としてこれからのことを考えてやっていただければなというように思います。よろしく願いいたします。  
他に、みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号を終了いたします。  
次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項から第3項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号を終了いたします。  
次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項から第7項朗読、説明)  
本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。  
なお、第1項につきましては、後ほど議案第5号においてあっせんの申し出が、第2項につきましては、後ほど議案第2号において農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請が、第5項から第7項につきましては、後ほど議案第3号において、農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請がそれぞれございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項から第7項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第7項については、要件を満たしていると確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
白川委員から、調査報告をお願いいたします。

11番 今月の21日に譲渡人と譲受人の方へお話を伺いに行ってまいりました。この畑につきま  
しては、議案第1号第2項の借主が賃貸借で耕作していた畑でした。今回、解約されて本  
件の譲受人との売買の申請となっております。面積並びに金額の方を確認いたしまし  
ましたが、地区の平均よりは若干安いのですけれども譲渡人が納得の上の価格でござ  
いますので問題はないと思われま  
す。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ  
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで  
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決  
定いたします。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申  
請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査  
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、私のほうで、現地調査を行っています  
ので調査報告をいたします。

この案件につきましては、貸主は借主から見ればお祖母様にあたる方で、お父様が  
亡くなって新規就農ということで5年前に今回の借主がやってまいりまして農業をや

っております。その中で5年目なものですから、地区に貸していた畑も合意解約をしていただいで返していただき、来年から耕作するというごさいます。まだまだ苦勞している農家でごさいますがい目で見守っている段階でごさいます。以上です。

ただ今、現地調査報告をいたしましたが、みなさんから、ご意見等ごさいませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第3号第2項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
大西委員から、調査報告をお願いいたします。

16番 貸主が所有の土地は息子さんが経営している状況でごさいます。その中で、息子さんは施設野菜を中心にしてハウスを増やしながらやっていきたいというような考えのようです。現在、こちらの畑の方へはなかなか手が回らないようなので、そこを今回の借主に貸したいということでごさいます。今まで麦をコンバインで刈取りをしていただいていた方ですので直接お話を持って行った形のごさいます。価格的には標準的な価格であると言えますし地域調和要件につきまして特に問題はないと考えております。以上です。

議長 大西委員から現地調査の報告がごさいました。みなさんからご意見等ごさいませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第4号第1項から第5項までにつきましては、先ほど、報告第1号であっせんの結果として報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。つきましては、第6項からご説明いたします。

(議案第4号第6項から第11項朗読、説明)

以上、第1項から第11項までにつきましては、別添「調査書」4ページから6ページまでのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項から第11項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項から第11項について、決定いたします。次に、議案第5号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項から第3項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第5号のあっせんの適格者の選定が行われております。伊藤部会長から報告をお願いいたします。

2 番 あっせん適格者の報告をさせていただきます。

第1項、北蘭西地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられておられました下牧地区Bさん(60歳)、Cさん(64歳)の2名を選定いたしました。

第2項、旭地区のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、旭地区Eさん(36歳)、Fさん(48歳)の2名を選定いたしました。

第3項、旭地区のGさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、旭地区Fさん(48歳)、Hさん(39歳)、Iさん(42歳)の3名を選定いたしました。以上です。

議 長 ただ今、伊藤部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項から第3項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長　　ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第3項について、報告のとおり決定いたします。

　　　　　　続いて、事務局からあっせん委員の報告をいたします。

事務局長　（あっせん委員の発表）

議 長　　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　　　　　　以上で議案は全て終了いたしました。

　　　　　　以上をもちまして、令和元年第8回音更町農業委員会総会を閉会させていただきます。

　　　　　　（閉会　午後4時00分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年8月26日